

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサハ  
規格A五判

昭和二十五年八月一日

第二千三百三十号 火曜日

## 規則告示

◆鳥取縣告示第三百六十七号

昭和二十四年三月鳥取縣規則第十七号鳥取縣真綿及び真綿製品検査規則は昭和二十五年六月十日限り廃止する。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## ◆鳥取縣告示第三百六十八号

建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

鳥取縣知事登錄  
(い) 第一二二五号

登録年月日 昭和二十四年十二月十六日

元鳥取縣西伯郡外江町二三四七番地  
改同 郡境町明治町八一番地

申請者氏名 深田辰壽

00899

◇鳥取縣告示第三百六十九号  
建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名  
鳥取縣知事登録 昭和二十四年元 因美建設株式会社 元 鳥取縣八頭郡智頭町大字智頭一六〇〇ノ一 取締役社長  
(い)第三四号 十月十九日 改 大智士建株式会社 改 同 酒本増蔵

◇鳥取縣告示第三百七十号  
建設業法第十四條第四号の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年六月五日抹消した。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名  
鳥取縣知事登録 昭和二十五年十月十九日 福田工務店 鳥取縣米子市道笑町二丁目一八九 福田孝壽

◇鳥取縣告示三百七十一号  
建設業法第十四條第四号の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から

ら次の者の登録を昭和二十五年七月五日抹消した。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名  
鳥取縣知事登録 (い)第二三号 昭和二十四年十月十九日 松岡組 鳥取縣米子市道笑町三丁目一一 松岡莊博

◇鳥取縣告示第三百七十二号  
林業種苗法第八條の規定に基き次の母樹林を解除する。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	在	地	樹種	本数	所	有	者	申請者氏名
	郡	町	村	大字	字	地	番	
鳥第四三号	東伯	旭	森	屋敷	三三一	スギ	一六	東伯 旭 加茂神社 母樹林

◇鳥取縣告示第三百七十三号

臨時種畜検査が次のように施行されるから種畜證明書交付申請書を提出しているものは所定の衛生検査を終了の

上最寄の検査場で検査を受けられたい。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

臨時種畜検査日割  
検査場所 検査日時 受驗家畜 の区別 出場区域

する。

日野郡日野上村 八月十日 十時 牛 日野郡一円

根雨町 同 十四時 同 同

西伯郡余子村 八月十一日九時 同 同

同 所子村 同 十四時 同 同

米子市勝田町 同 十二日 九時 同 同

東伯郡浦安町 同 十三日 同 同 同

氣高郡大正村 同 十四日 九時 同 同

同 浜村町 同 十四時 同 同

八頭郡船岡村 同十五日 九時 同 同

八頭郡一円 同 八頭郡一円

鳥取市一円 岩美郡

東伯郡一円

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

00901

頁 行目 誤 正  
三五 四 字家頭  
五 字家頭  
字坪谷

昭和二十四年二月十八日付鳥取縣公報第一九八六号で告示した該告示第八六号中誤植があるので、次のように訂正

昭和二十五年八月一日印刷  
昭和二十五年八月一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
(第三種郵便物認可日)

印 發

刷 行 鳥 取 縣 市 東 町  
鳥 取 縣 市 東 町  
鳥 取 縣 市 東 町  
鳥 取 縣 市 東 町

鳥 取 縣 市 東 町

鳥 取 縣 市 東 町